

平成29年（ラク）第519号 特別抗告提起事件

特別抗告人

相手方

特別抗告申立理由書

平成29年6月26日

最高裁判所御中

特別抗告人

1. 原決定には次の通り憲法違反がある。

(1) 憲法98条に違反していること。

原決定は、離婚後の単独親権獲得の為に身勝手な子の拐取とその後の親子断絶という親権濫用をした者に、その行為をすることを更に動機づけることに繋がっている。

日本が批准した児童の権利条約において、

第3条では、児童の利益最優先とされているが、本件は、未成年者が突然、従前の生活から偽計を用いて連れ去られ、従前の生活と愛着対象である父親を奪われ、未成年者の健やかな成長を願い祖父母や親族から託されていた金銭を断絶逃亡費用として費消させ、更に断絶を続けるための資金となる支払いを命じるものであり、児童の利益最優先とは当然言い難く、親権濫用者の利益と成功報酬を目論む拐取教唆犯らの利益が優先されているものである条約に違反している。

第7条では、児童は、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有すると定められているが、児童は、突然、主たる監護をしていた父親の元から訳も解らず連れ去られ、記憶を消し去るべく声も聞かせぬ断絶を強要されている。現在、子の拘束失踪から511日が経過しており、この様態は、父を知らない存在にし、養育される権利を奪うものでしかない条約に違反している。

第9条では、児童は両親と分離されない権利を持つとされているが、居所を引き離されたばかりでなく、会うことも声を聞かせることもさせずにいる非道な行為が続いており、条約に違反している。

第12条では、児童は自由に自分の意見を表す権利や聴いてもらう権利を尊

重されると定められているが、本件では、未成年者は、拐取後に、父親と自由に話す機会を突如奪われ、現在511日が経過し、実効支配している者に服従することを理解させる時間を費やされており、条約に違反している。

第18条では、両親が親としての責任を行使することを締約国に義務付けているが、本件では特別抗告人は、親としての責任を果たすことを妨害されている。

上記の通り、本件は、日本が締約した児童の権利条約にことごとく違反する児童虐待行為であり、原決定は、その条約違反行為を容認し、継続しやすくし、それらの行為を行うことを動機づけるものである。

憲法98条は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするとしているが、相手方の有責性を認めない原決定はこれに違反する。

(2) 憲法18条に違反していること。

本件は、特別抗告人が、転職を失敗したことから相手方から執拗に攻撃を受けるようになったことに端を発しているが、転職先は、食事や睡眠はおろか排泄の時間もままならない強制労働環境であった。相手方は、特別抗告人が休みを取らずに働き続けている時には同居を維持し、その苦役を逃れたことを責め、別居を一方的に敢行し、実収入では無く、潜在稼働力で請求していることから、婚姻継続の為には、意に反する苦役を強要しているといえる。原決定は、支払い期間に、その収入が無いことを証拠で知り得ながら、潜在稼働力で計算していることから、婚姻継続の為に意に反する苦役の強要を推奨していることになり、憲法18条に違反している。

(3) 憲法32条に違反していること。

子の拐取という異常事態において、拐取教唆犯らの常套手段である、破綻主義の判例を活用する、対立を強めさせる為の虚偽主張への抗弁など係争対応に追われることになるが、この異常事態が無い時の収入を基準にして、婚費支払いを命じる原決定は、反論の機会を奪い不利益を与えるものであり、憲法32条に違反する。

(4) 憲法13条及び11条に違反していること。

本件は、特別抗告人から不当に未成年者を連れ去り居所秘匿をし、居場所を知りたいと思う、親として自然な感情を断絶の理由とされている。同居義

務違反に対する居所秘匿及び親権の居所指定権を侵害する居所秘匿に対する違法性阻却事由の説明は一切無い。このことは特別抗告人の人格を社会的に否定し、人権の享有を妨げるものであり、その行為を容認し継続しやすくする原決定は、憲法13条及び11条に違反している。

(5) 憲法14条に違反していること。

本件は、離婚後の単独親権を得る為に、未成年者を略取し別居を開始したものである、その有形力を行行使した者に親権濫用を容認し、平等に我が子と生きる権利を有する特別抗告人からその権利を奪う行為である。原決定は、特別抗告人から我が子を生きる権利を奪う蛮行を容認し継続しやすくするものであり、子連れ去られた親を金銭を稼ぐ労役だけの存在とするものであり、法の下での平等である憲法14条に違反している。

(6) 憲法24条に違反していること。

本件は、婚姻期間中に共稼ぎでありながら、特別抗告人が一方的に家計を負担し、更に相手方を信頼し、預金を託していたところ、家事育児の主たる担い手となった特別抗告人に不満を持った相手方による一方的な、婚姻破綻を追求する行為である。相手方の別居時の預貯金の隠蔽を容認しながら、遺棄された特別抗告人に対し、金銭的負担を強いるものであり、夫婦の同等の権利や相互協力の維持を妨げるものであり、相手方の有責性を認めない原決定は、憲法24条に違反する。

2. 結語

よって原決定は速やかに破棄されるべきである。

以上